

国立大学法人広島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

- ・ 各役員の内職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当(賞与)の支給額を100分の10の範囲内で増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

4月改正

- ・ 国家公務員の「広域異動手当」の改正内容を参考に、広域人事交流手当の支給率を上げた。(採用前後の勤務箇所間の距離区分: 60km以上300km未満 2% → 3%, 300km以上 4% → 6%)

理事

- ・ 法人の長と同じ

理事(非常勤)

- ・ 改定なし

監事

- ・ 法人の長と同じ

監事(非常勤)

- ・ 改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,761	千円 13,704	千円 5,547	千円 535 (通勤手当) △ 25 (住居手当)			
A理事	千円 15,591	千円 11,064	千円 4,478	千円 49 (通勤手当)			
B理事	千円 14,259	千円 10,116	千円 4,094	千円 49 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 13,958	千円 8,736	千円 3,711	千円 351 (通勤手当) 636 (単身赴任手当) 524 (広域人事交流手当)	4月1日		◇
D理事	千円 14,881	千円 10,353	千円 4,094	千円 434 (通勤手当)		3月31日	
E理事	千円 15,735	千円 11,064	千円 4,478	千円 193 (通勤手当)		3月31日	
A監事	千円 12,616	千円 8,736	千円 3,536	千円 344 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 3,888	千円 3,888	千円	千円			

注1:「その他(内容)」欄中、「住居手当」は本来役員に対して支給する手当ではないが、平成19年度に誤って支給したものを返戻処理したため、計上しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 6,520(60,518)	年 月 4(34)	0(10) 平成20年3月31日	1.0	本学の理事・副学長として、学部・研究科及び大学の運営に鋭意尽力したことから、平成20年6月25日開催の経営協議会において、同人の退職手当に係る役員期間の業績勘案率を「1.0」とし、退職手当を増額又は減額することなく支給するものとした。	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

- ・ 教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に資するため、教職員給与の適正化を推進し、全学的視点から人件費(人員)管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・ 本給表の改定に当たっては、社会一般の情勢を判断する上で、極めて客観性かつ合理性のある国家公務員の俸給表を参考にする。ただし、教育職本給表については、社団法人国立大学協会が作成する各国立大学法人の給与表作成の参考となる資料などを参考にするものとする。
- ・ 諸手当及び業績手当(賞与)の改定に当たっては、社会一般の情勢並びに本学職員の勤務の実績、地域的な諸条件及び財務状況等を考慮して行うものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・ 人件費の範囲内で、職員の勤務成績に応じて、昇給又は昇格若しくは勤勉手当に反映させるものとする。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給: 本給	昇給: 毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、2号俸から8号俸までの範囲内で昇給させることができる。
	昇格: 職員の勤務成績が優秀である場合には、その者が従事する職務に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与: 勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における勤務成績に応じて決定された成績率により支給することができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

4月改正

- ① 国家公務員の広域異動手当の改正内容を参考に、広域人事交流手当の支給率を上げた。(採用前後の勤務箇所間の距離区分: 60km以上300km未満 2% → 3%, 300km以上 4% → 6%)
- ② 管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する管理職手当について、手当額、適用区分の見直し等を行った。
 - ・ 副学長及び病院長(ともに理事である者を除く。), 学部長を兼ねる研究科長: I種 106,900円 → 133,600円
 - ・ 学部長: II種 → I種
 - ・ 看護部看護師長: V種 → IV種 など
- ③ 国家公務員の給与制度の改正を参考に、勤勉手当(賞与)の勤務成績割合を変更した。(平成19年12月期に引き上げた0.05月(年間分)を6月期及び12月期の2期に均等配分するもの)
- ④ 大学の教育, 研究, 診療及び業務組織における活動を適正に評価して、給与に反映させることにより、職員のモチベーションを高めるため、業績手当の一部に特別手当を新設。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	2,739人	43.9歳	7,345千円	5,326千円	112千円	2,019千円
事務・技術	571人	41.9歳	5,636千円	4,132千円	170千円	1,504千円
教育職種 (大学教員)	1,425人	47.8歳	8,953千円	6,448千円	114千円	2,505千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	444人	34.4歳	4,790千円	3,528千円	43千円	1,262千円
技能・労務職種	2人					
海事職種	7人	47.9歳	7,521千円	5,458千円	0千円	2,063千円
海技職種	3人	38.2歳	5,112千円	3,715千円	0千円	1,397千円
教育職種 (附属高校教員)	92人	44.6歳	7,300千円	5,350千円	92千円	1,950千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	96人	43.1歳	7,202千円	5,288千円	115千円	1,914千円
医療職種 (病院医療技術職員)	95人	43.0歳	5,796千円	4,212千円	99千円	1,584千円
その他医療職種 (医療技術職員)	1人					
その他医療職種 (看護師)	3人	56.8歳	6,344千円	4,575千円	59千円	1,769千円
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	348	38.2	4,537	3,894	65	643
事務・技術	87	45.7	3,897	2,955	165	942
教育職種 (大学教員)	43	39.1	7,240	5,537	26	1,703
医療職種 (病院医師)	37	34.8	3,384	3,084	0	300
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	9	51.8	2,848	2,422	157	426
教育職種 (外国人教師等)	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	55	29.5	3,793	2,837	104	956
その他医療職種 (看護師)	1					
その他教育職種 (大学教員)	84	39.5	5,752	5,752	0	0
その他医療職種 (病院医師)	31	27.5	2,400	2,400	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、調理員、用務員及び医療補助員の業務を行う職種を示す。

注3:「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、通信長、航海士及び機関士の業務を行う職種を示す。

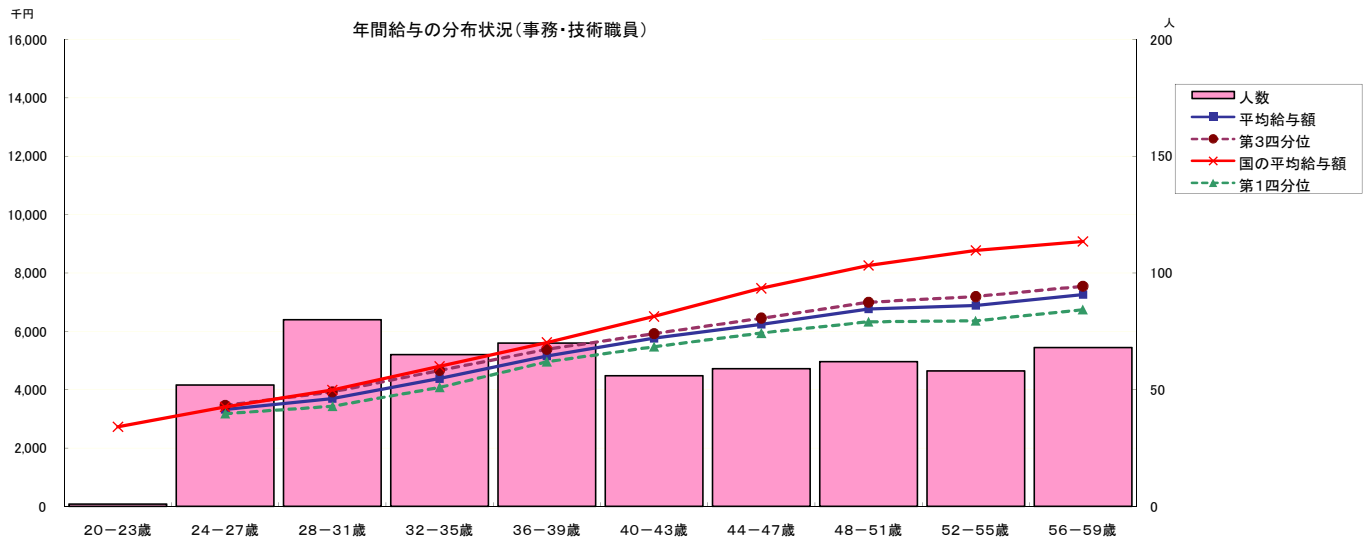
注4:「海技職種」とは、船舶等の甲板長、甲板員、機関員及び司厨員の業務を行う職種を示す。

注5:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注6:常勤職員の「技能・労務職種」、「その他医療職種(医療技術職員)」、

非常勤職員の「教育職種(外国人教師等)」、「その他医療職種(看護師)」は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

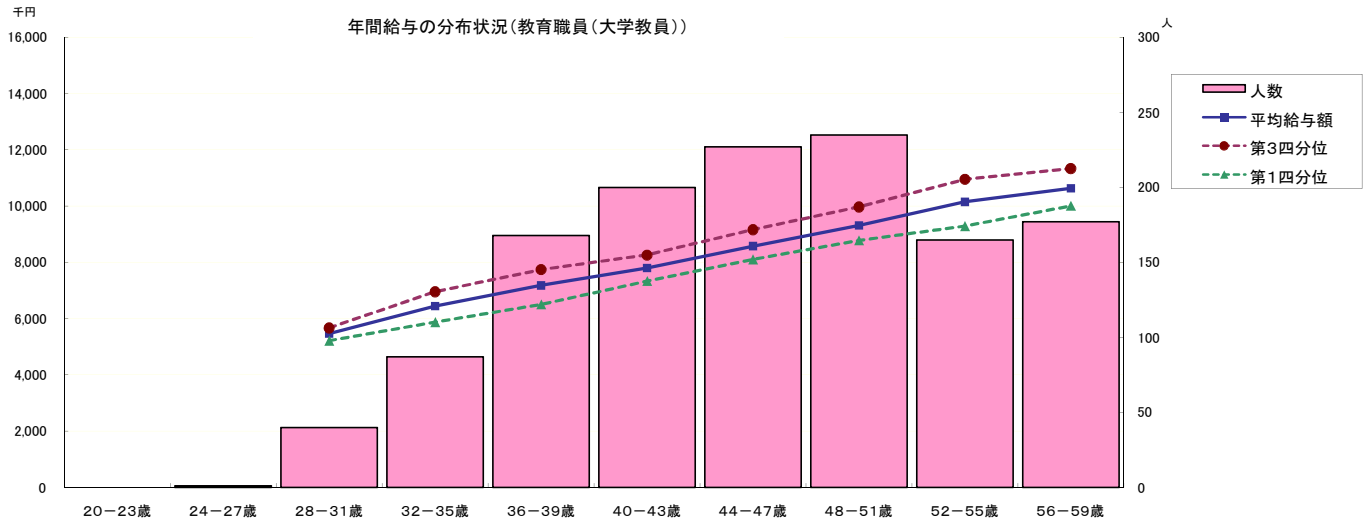
注2:年齢20-23歳の年齢層については、該当者が1名のため「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
副理事	4	54.0	-	-	10,390	-	-
グループリーダー	40	54.3	7,531	8,084	8,084	8,424	-
専門員	49	52.5	6,617	6,859	6,859	7,073	-
主査	236	46.5	5,615	6,032	6,032	6,503	-
主任	88	39.3	4,503	4,986	4,986	5,465	-
グループ員	154	29.3	3,335	3,621	3,621	3,913	-

注1:代表的職位として掲げた副理事は部長相当、グループリーダーは課長相当、専門員は課長補佐相当、主査は係長相当、グループ員は係員相当である。

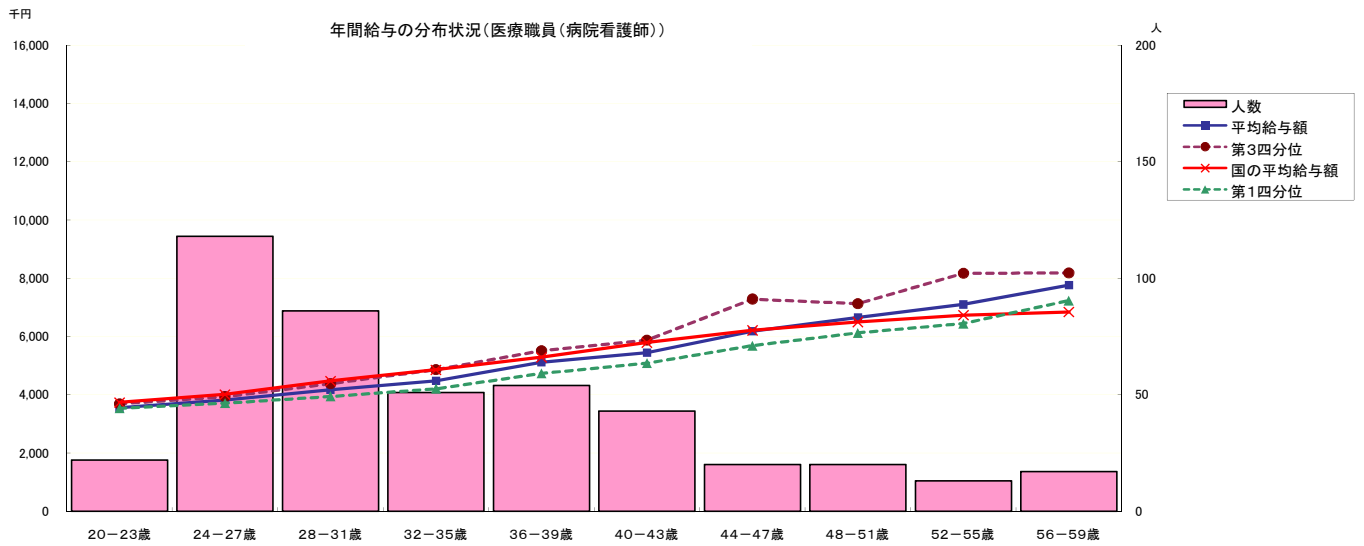
注2:副理事の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の「第1四分位」及び「第3四分位」の額については表示していない。



注:年齢24-27歳の年齢層については、該当者が1名のため「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	567	54.5	9,808	11,198	10,553	11,198	-
准教授	419	45.5	7,981	8,947	8,444	8,947	-
講師	101	44.6	7,506	8,574	8,027	8,574	-
助教	328	39.9	6,122	7,384	6,707	7,384	-
助手	10	48.8	5,528	6,956	6,370	6,956	-



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
副看護部長	7	51.9	7,614	千円	8,043	千円	8,434
看護師長	30	50.9	7,050	千円	7,529	千円	8,077
副看護師長	73	41.0	5,091	千円	5,544	千円	5,928
看護師	334	31.1	3,796	千円	4,254	千円	4,517

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		グループ員	グループ員	主査主任	専門員主査	グループリーダー 専門員	グループリーダー	副理事	副理事	学長が特に必要と認める職
人員(割合)	571人	70人 (12.3%)	85人 (14.9%)	276人 (48.3%)	84人 (14.7%)	35人 (6.1%)	17人 (3.0%)	4人 (0.7%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)		50～23歳	56～27歳	59～33歳	59～45歳	59～48歳	59～43歳	58～48歳		
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,251～1,884	千円 4,125～2,398	千円 5,102～2,713	千円 5,789～4,253	千円 6,081～4,656	千円 7,239～5,885	千円 8,251～6,047		
年間給与額(最高～最低)		千円 4,339～2,594	千円 5,583～3,286	千円 7,000～3,718	千円 7,746～5,951	千円 8,222～6,657	千円 9,879～8,025	千円 11,392～8,326		

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		学長が特に必要と認める職	助手助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	1,425人	該当者なし	338人 (23.7%)	101人 (7.1%)	421人 (29.5%)	565人 (39.6%)
年齢(最高～最低)			62～27歳	61～30歳	62～31歳	62～39歳
所定内給与年額(最高～最低)			千円 6,285～3,110	千円 7,311～4,187	千円 7,786～4,276	千円 10,148～5,903
年間給与額(最高～最低)			千円 8,490～4,245	千円 9,859～5,669	千円 10,640～5,904	千円 13,880～8,409

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	444人	該当者なし	335人 (75.5%)	72人 (16.2%)	30人 (6.8%)	7人 (1.6%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)			58～22歳	59～28歳	59～39歳	59～46歳		
所定内給与年額(最高～最低)			千円 5,181～2,348	千円 5,403～2,875	千円 6,219～4,116	千円 6,369～5,442		
年間給与額(最高～最低)			千円 7,126～3,215	千円 7,378～4,025	千円 8,438～5,771	千円 8,755～7,461		

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 66.8	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 33.2	% 34.2
	最高～最低	% 43.0～29.3	% 44.9～29.7	% 43.8～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 68.0	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 32.0	% 33.4
	最高～最低	% 40.6～28.5	% 37.4～28.9	% 38.1～29.9

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 65.3	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 34.7	% 35.8
	最高～最低	% 48.9～29.3	% 46.3～29.8	% 46.9～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 68.1	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 31.9	% 33.3
	最高～最低	% 46.9～27.7	% 45.9～29.2	% 43.2～29.3

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 64.8	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 35.2	% 35.4
	最高～最低	% 40.6～33.8	% 37.4～30.9	% 38.9～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.4	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.6	% 33.9
	最高～最低	% 40.6～30.7	% 39.2～28.0	% 38.9～29.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	85.5
対他の国立大学法人等	98.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	98.8
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	96.6
対他の国立大学法人等	100.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 85.5	
	参考	地域勘案 90.5 学歴勘案 84.6 地域・学歴勘案 90.1
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 46.6% (国からの財政支出額 30,144百万円、支出予算の総額 64,653百万円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は46.6%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。</p>	
講ずる措置	<p>今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。</p>	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.6	
	参考	地域勘案 95.1 学歴勘案 95.8 地域・学歴勘案 95.0
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 46.6% (国からの財政支出額 30,144百万円、支出予算の総額 64,653百万円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は46.6%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。</p>	
講ずる措置	<p>今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。</p>	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

96.5

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度) からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	22,943,364	23,432,000	△488,636 (△2.1)	△978,893 (△4.1)
退職手当支給額 (B)	2,003,033	2,991,850	△988,817 (△33.1)	△676,777 (△25.3)
非常勤役職員等給与 (C)	7,782,521	6,077,670	1,704,851 (28.1)	3,965,372 (103.9)
福利厚生費 (D)	3,542,900	3,476,103	66,797 (1.9)	186,827 (5.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	36,271,818	35,977,623	294,195 (0.8)	2,496,529 (7.4)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 前年度(平成19年度)との比較について

① 「給与、報酬等支給総額」の減額理由

国から交付される運営費交付金(以下運営費交付金という。)の削減に対し実施した人員削減及び職位構成の変化により、減額となったもの。

② 「最広義人件費」の増額理由

1) 退職手当支給額

職員の退職者のうち、退職手当支給率の高いものが減少したことにより、減額となったもの。

2) 非常勤役職員等給与

非常勤職員を契約職員へ移行し、処遇改善を行ったこと及び外部資金、病院診療収入などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加のため、増額となったもの。

3) 福利厚生費

非常勤職員の一部を契約職員に移行したため、適用職員が増加したことにより、増額となったもの。

2. 人件費削減の取組状況について

① 中期目標における取組

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画(以下「総人件費改革の実行計画」という。)を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

② 中期計画における取組

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

③ 上記①及び②の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	24,993,046	23,555,024	23,432,000	22,943,364
人件費削減率 (%)		△5.8	△6.2	△8.2
人件費削減率(補正值) (%)		△5.8	△6.9	△8.9

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし